

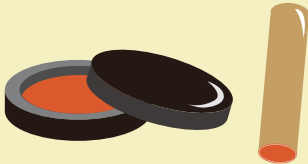



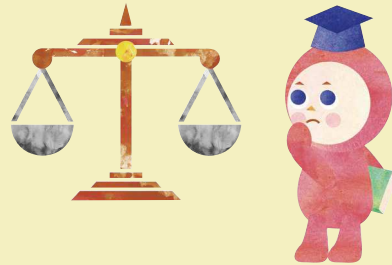
法制度と司法書士の関わりと歴史



西暦	年号	できごと	裁判所・法務省(局)に関連するできごと	司法書士に関連するできごと
1868	慶応4年	五箇条の御誓文公布	●各府藩県が司法権を持つ。	
1869	明治2年	版籍奉還が行われる	●司法省が設置され、刑事裁判権・民事裁判権を持つようになる。	
1871	4年	廃藩置県が行われる	●5種類(司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所、各区裁判所)の裁判所を設置。	
1872	5年	8月3日 司法職務定制の制定	●司法省が司法行政を担うこととなる。	
1875	8年		●司法裁判所に代わり、大審院(現在の最高裁判所)設置。	
1886	19年	登記法制定 不動産登記制度の創設		登記事務が治安裁判所(区裁判所)の取扱いであったため、訴状の作成を業務としていた代書人が、登記申請書の代書及び申請手続きの代理業務を行うようになる。

1946	1943	1935	1928	1919	1898	1896	1890	1889
21年	18年	10年	昭和3年	大正8年	31年	29年	23年	22年
11月3日 日本国憲法公布	陪審員法の停止	司法書士法施行	10月1日(※1) 陪審法施行	司法代書人法公布	民法施行	民法制定	裁判所構成法施行 大日本帝国憲法施行	大日本帝国憲法公布
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <p>●大審院の下に控訴院、区及び地方の各裁判所が設置され、三審制が採用される。</p> </div> </div>								
<p>「司法代書人」から「司法書士」へ名称変更。</p>			<p>「代書人」から「司法代書人」へ名称変更。 市町村役場などに提出する書類を作成していた「一般(行政)代書人」(後の行政書士)と分離。</p>					

1978	1963	1956	1952	1950	1949	1948	1947
53年	38年	31年	27年	25年	24年	23年	22年
司法書士法の一部改正	商業登記法制定(※3)	司法書士法の一部改正	行政機構改革	国籍法施行	行政機構改革	法務庁設置法施行	5月3日 日本国憲法施行 裁判所法施行
<p>● 最高裁判所の新設、裁判所及び裁判関係の事務が、司法省から最高裁判所へ移管される。</p> <p>● 裁判所から、司法事務局(後の法務局)が独立。供託、登記、戸籍、公証等を取り扱うようになる。</p> <p>● 司法省が廃止され、法務庁が発足。</p> <p>● 法務庁が法務府に改称。登記手続が法務府の所管となる。</p> <p>● 司法事務局が「法務局及び地方法務局」に改称。</p> <p>● 法務府が国籍事務を所掌。</p> <p>● 法務府が法務省に改称。</p>							
							
<p>司法書士資格の取得に、国家試験制度が導入される。</p>		<p>司法書士が業務を行うためには、司法書士会に入会することが必須要件となる(※2)。</p>		<p>監督庁が地方裁判所から法務府に変更となる。</p>			
<p>※3 商業登記法の制定前には、商業登記に関する手続は非訟事件手続法の「第三編 商事非訟事件」の中に規定されていたが、商業登記法の成立により、当該部分については削除された。</p> <p>※5 事件の性質の違いに基づいて定められる管轄のこと。簡易裁判所では、争いの対象となる金額が140万円以下の裁判を担当する。応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行ったりして、問題解決の道案内をしている。</p>							

2009	2006	2003	2000	1999	1998	1995
21年	18年	15年	12年	11年	10年	平成7年 ～
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行	総合法律支援法に基づき、日本司法支援センター「法テラス」設立(※6)	司法制度改革による改正司法書士法施行	介護保険法施行 成年後見関連法施行	成年後見関連法案 通常国会で承認可決	成年後見制度制定へ 国が検討を開始(※4)	
●裁判員制度の導入			<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見問題研究会の発足。 ●「成年後見制度の改正に関する要綱草案」の公表、関係各界に意見照会。 			
	<p>認定司法書士も「法テラス」の運営に携わり、法的トラブルの解決に役立つ法情報を提供し、また、民事法律扶助業務を行っている。</p>		<p>認定司法書士(法務大臣の認定を受けた司法書士)の誕生。簡易裁判所における事物管轄(※5)を範囲内とする民事訴訟、調停、即決和解等の代理、法律相談、裁判外和解の代理を行うことが可能となる。</p>		<p>「成年後見センター・リーガルサポート」設立。</p>	<p>日本司法書士会連合会が「成年後見制度創設推進委員会」を発足、成年後見制度に関するシンポジウムや地域フォーラムを全国各地で開催。</p>

※1 陪審法制定の翌年から、10月1日は「司法記念日」とされた。現在は「法の日」。 ※2 司法書士業務の公共性の高さから、同職の間での職業倫理の維持が不可欠となったことによる。
 ※4 ご病気などで判断能力が不十分な方を支援する制度として、当時は禁治産制度が存在したが、明治時代に創られた制度であり、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法にはそぐわなかった。
 ※6 「法テラス」では、法的なトラブルの解決に必要な情報・サービスの提供のため、関係機関の相談窓口を案内したり、経済的に余裕の無い方が法的トラブルに遭った時に、無料法律相談や必要に